

# 熊本市公報

## 第1452号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市総務局行政管理部総務課  
発行日 毎月末日

### 目次 条例

○熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（第70号）	353
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第71号）	354
○熊本市現代美術館条例の一部を改正する条例（第72号）	355
○熊本市環境基本条例の一部を改正する条例（第73号）	356
○熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（第74号）	360
○熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例（第75号）	361
○熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第76号）	362
○熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第77号）	363

### 規則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第69号）	365
○熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則（第70号）	366
○熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則（第71号）	367
○熊本市環境審議会規則の一部を改正する規則（第72号）	369
○熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第73号）	370
○熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第74号）	371
○熊本市食品交流会館条例施行規則の一部を改正する規則（第75号）	372
○熊本市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則（第76号）	374
○熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第77号）	376
○熊本市森林学習館条例施行規則の一部を改正する規則（第78号）	377

## 条 例

条 例 第 7 0 号

令 和 3 年 9 月 2 7 日

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(熊本市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第23条第6項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第34条第3項第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

(熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中熊本市個人情報保護条例第34条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 条例第71号

令和3年9月27日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

83	熊本市移動等円滑化推進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成及び実施に関し必要な事項を協議する。
----	----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第72号

令和3年9月27日

熊本市現代美術館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市現代美術館条例の一部を改正する条例

熊本市現代美術館条例（平成13年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「300円」を「200円」に、「150円」を「100円」に改め、同表全日定期駐車券の項及び備考を削る。

附則

- 1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き熊本市現代美術館の駐車場を使用している者が同日以後に出庫する場合においては、当該使用した全時間について、この条例による改正後の別表第4の規定により、駐車料金を徴収するものとする。

## 条例第73号

令和3年9月27日

熊本市環境基本条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市環境基本条例の一部を改正する条例

熊本市環境基本条例（昭和63年条例第35号）の一部を次のように改正する。

前文を次のように改める。

私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境の下に生活してきた。

しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化及び激甚化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、相互に関連した環境、経済及び社会の様々な課題を同時に解決することが求められている。地域の環境がつながって地球環境が構成されていることを踏まえると、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。

私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承する責務がある。

この責務の下、これまで様々な形で進めてきた環境保全の取組を市民の参画と協働の下で長期的に行っていくだけでなく、更なる行動の変革を起こさなければならない。

私たち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神に鑑み、ここに全ての市民が良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条

例を制定する。

第1条中「より、」の次に「現在及び将来の」を加える。

第2条中「生活を」の次に「持続的に」を加え、「並びに歴史的」を「、歴史的」に改め、「文化的環境」の次に「並びに地球環境」を加える。

第3条第1項中「を確保するための基本的かつ総合的計画」を「の確保に関する施策」に改める。

第5条を削る。

第4条第1項中「自己」を「、自己」に、「、必要な」を「必要な」に改め、同条第2項中「ため、」を「ための」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(市民の責務)

第4条 市民(熊本市自治基本条例(平成21年条例第37号)第2条第2号の市民をいい、事業者を除く。以下同じ。)は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

第6条中「第3条第1項に規定する計画に基づき」を「良好な環境の確保に関する施策として」に改め、同条第1号中「健全育成」の次に「、公共施設の整備」を加え、同条第2号中「緑地」を「森林及び緑地」に改め、「地下水」の次に「、河川等」を加え、「河川の浄化」を「自然景観の保全」に改め、同条第3号中「伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備」を「伝統的な建造物及び文化財の保存及び活用」に、「文化財の保護」を「名所、旧跡等の整備」に改め、同条に次の3号を加える。

(4) 生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に関すること。

(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。

(6) 地球温暖化の防止、気候変動による影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。

第11条を第15条とし、第10条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例の見直し)

第14条 市長は、少なくとも10年ごとに、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所

要の見直しを行うものとする。

第9条第3項中「委員会」を「あっせん又は調停の対象その他委員会」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第12条とする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8条を第11条とする。

第7条の見出し中「への措置要請」を「との連携及び国際協力」に改め、同条中「市長」を「市」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第10条とする。

2 市は、広域的な解決を必要とする環境課題については、国、県、近隣の地方公共団体等と連携及び協力を行い、これを解決するよう努めるものとする。

3 市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。

第6条の次に次の3条を加える。

(環境総合計画)

第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条の審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

6 市長は、環境総合計画の進捗状況を第13条の審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(環境影響評価の推進)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、

その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(環境教育)

第9条 市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。



## 条例第74号

令和3年9月27日

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第2条第15項」を「第2条第20項」に、「同条第16項」を「同条第21項」に改め、同条第6号中「第127条第2項」を「第134条第2項」に、「第128条第5項」を「第135条第5項」に改め、同条第7号中「第133条第1号」を「第140条第1号」に改め、同条第8号中「第133条」を「第140条」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第75号

令和3年9月27日

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和2年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第10条の2の2第4項」を「第10条の3第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第76号

令和3年9月27日

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「第25条」を「第26条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

## 条例第77号

令和3年9月27日

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第112号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章の章名を削り、第3条から第5条までを次のように改める。

（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準）

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第10条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、省令第3条から第48条まで及び附則第2項から第6項までに規定する基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（排水溝の蓋の基準）

第4条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合には、排水溝の蓋は、車椅子のキャスター及びつえ等が溝に落ち込まないものとする。

(視覚障害者誘導用ブロックの材質の基準)

第5条 視覚障害者誘導用ブロックは、耐久性のあるもので、滑りにくい材質のものを使用するものとする。

第6条から第10条まで及び第3章から第7章までを削る。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規 則 第 6 9 号

令 和 3 年 9 月 1 6 日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則第70号

令和3年9月21日

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則（昭和49年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項から第9項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2備考第1項中「、第4項、第5項」を削り、「第9項」を「第7項」に改める。

第2条 熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考第4項第2号中「404,000円」を「408,000円」に改める。

## 附 則

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和3年7月分以後の徴収金について適用する。

## 規則第71号

令和3年9月22日

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則

熊本市児童措置費負担金徴収規則（平成22年規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中第6項及び第7項を削り、第8項を第6項とし、第9項から第12項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2備考第2項中「第5項まで、第8項、第11項及び第12項」を「第6項まで、第9項及び第10項」に改め、同表備考第3項を次のように改める。

3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「改正前地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は改正前地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、次の各号に掲げる額の合計額に改正前地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

- (1) 扶養親族1人につき、改正前地方税法第314条の2第1項第11号に規定する扶養親族に係る額
- (2) 特定扶養親族1人につき、改正前地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族に係る額から同項に規定する扶養親族に係る額を控除した額



附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和3年7月分以降の負担金について適用する。

規則第72号

令和3年9月29日

熊本市環境審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

#### 熊本市環境審議会規則の一部を改正する規則

熊本市環境審議会規則（昭和64年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第2条第1項第1号中「第3条第1項に規定する計画の策定」を「第7条第1項の熊本市環境総合計画」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条中「環境局環境政策課」を「環境政策課」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「、第10条並びに前条」を「並びに第10条から前条まで」に改め、「当該部会に属する委員の」との次に「、「各委員」とあるのは「当該部会に属する各委員」と」を加え、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第12条 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する時間的余裕がない場合  
その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって審議会の会議に代えることができる。

2 第10条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

#### 附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

規則第73号

令和3年9月29日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市業務職員の給与に関する規則（平成19年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の欄中「133, 100」を「133, 700」に、「134, 100」を「134, 500」に、「135, 100」を「135, 300」に、「136, 100」を「136, 200」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

規則第74号

令和3年9月29日

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（令和2年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「133, 100」を「133, 700」に、「134, 100」を「134, 500」に、「135, 100」を「135, 300」に、「136, 100」を「136, 200」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

## 規則第75号

令和3年9月30日

熊本市食品交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市食品交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市食品交流会館条例施行規則（平成9年規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（多目的ホール及びイベント広場にあつては様式第1号、その他の施設にあつては様式第2号）」を削り、同条第3項中「（多目的ホール及びイベント広場にあつては様式第3号、その他の施設にあつては様式第4号）」を削る。

第3条第1項中「（様式第5号）」及び「（様式第6号）」を削り、同条第3項中「（様式第7号）」及び「（様式第8号）」を削る。

第6条第1項中「（様式第9号）」を削る。

第9条第1項中「（様式第10号）」を削り、同条第2項中「（様式第11号）」を削る。

第10条中「（様式第12号）」を削る。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第19条 この規則の規定により使用する書類（第12条各号に掲げるものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、会館の管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が市長の承認を得て別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表中「別表」を「別表（第4条関係）」に改め、同表(1)器具類の表映写器具類の部映像調整装置（16面ビデオ用）の項、16面スクリーンの項、スライドプロジェクターの項及び第1会議室AV機器の項を削る。

様式第1号から様式第12号までを削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市食品交流会館条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 規則第76号

令和3年9月30日

熊本市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

熊本市自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和元年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、投票を」を「投票を」に改め、「識別するもの」の次に「又は高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機器であって当該設置された端末機器の機能を代替できるもの（以下「インターネット端末機」という。）」を加える。

第5条中「キャッシュレス投票専用端末機」を「キャッシュレス投票端末機（インターネット端末機を除く。）」に改め、「（以下「電子識別カード」という。）」の次に「を使用し、又はインターネット端末機」を加える。

第6条中「キャッシュレス投票端末機」の次に「（インターネット端末機を除く。）」を加える。

第9条中「暗証番号」の次に「及びパスワード又はそのいずれか」を加える。

第11条第6号中「暗証番号」の次に「（暗証番号を定めた加入者に限る。）」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) パスワード（パスワードを定めた加入者に限る。）」

第21条第1項第1号中「キャッシュレス投票端末機」の次に「（インターネット端末機を除く。）」を加える。

第26条中「キャッシュレス投票専用端末機」を「キャッシュレス投票端末機」に改める。

第32条第2項第1号中「キャッシュレス投票端末機」の次に「（インターネット端末機を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



規則第77号

令和3年10月13日

熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本市建築基準法施行細則（昭和46年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第48条第15項」を「第48条第17項」に改める。

第35条第1項中「第11条の4第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則第78号

令和3年10月14日

熊本市森林学習館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市森林学習館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市森林学習館条例施行規則（昭和62年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（様式第1号）」を削り、同条第2項中「森林学習館使用受付簿（様式第2号）」を「森林学習館使用受付票」に改める。

第6条第1項中「（様式第3号）」を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第9条 この規則の規定により使用する書類（第7条各号に掲げるものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、学習館の管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が市長の承認を得て別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。